

大船渡

—お知らせ版—

平成23年(2011年)

6月20日号No.961

ホームページ

<http://www.city.ofunato.iwate.jp/>

Eメール

ofunato@city.ofunato.iwate.jp

編集・発行／大船渡市企画政策部秘書広聴課(〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地 ☎⑦3111 ㊟②4477)

復興に向けた地区懇談会

〈復興計画に市民の皆さんの声を反映〉

市では、6月6日から復興に向けた地区懇談会を開催しています。

この地区懇談会は、「大船渡市復興計画」の策定に向け、広く市民の皆さんから意見や提言などを伺い、今後の計画づくりに反映させるために開催しています。



6月6日に開催した越喜来地区の地区懇談会

日は、越喜来地区の皆さんを対象として、甫嶺小学校体育館を会場に開催し、市民生活・産業・経済などの分野ごとに懇談が行われました。

なお、地区懇談会の日程は次のとおりです。

- 地区懇談会開催日程
- ・6月6日〓越喜来地区
- ・6月9日〓吉浜地区
- ・6月10日〓蛸ノ浦地区
- ・6月14日〓綾里地区
- ・6月16日〓赤崎地区
- ・6月17日〓盛地区
- ・6月20日〓大船渡地区
- ・6月21日〓末崎地区
- ・6月22日〓猪川地区
- ・6月23日〓立根地区
- ・6月24日〓日頃市地区



さまざまな意見が寄せられました

復興に向けて

3月11日、あの東日本大震災が発生した日から3カ月が経過しました。

未曾有の大災害により、多くの尊い命とかけがえのない貴重な財産が失われました。多くの市民の皆様は、今なお深い悲しみにくれながらも、未来への希望を胸に、懸命なご努力を重ねられています。

そうしたお姿を目の当たりにしたとき、市としてできる限りのことを一日も早く進めなければならぬと、決意を新たにしているところです。

市といたしましては、市民の皆様が平穏な日常を取り戻すことができるよう、応急仮設住宅の整備やガレキの撤去などをはじめ、各種の生活再建事業や社会基盤の復旧事業に全力で取り組み、応急復旧から本格復旧、さらには将来への展望を見出す復興へと歩みを進めてまいります。

この大災害からの復興は、行政だけの力では成し得ません。市民の皆様の英知と行動力の結集と、復興の取り組みへの積極的な参画が不可欠であります。一方、復興を進めるうえでは、地域コミュニティの力が大きな力を発揮することでしょう。地区や地域のお考えが、復興計画の策定においてとても参考になります。

どうか、市民の皆様には、お住まいの地域の将来の姿、復興後の市の姿を思い描きながら、復興に関するさまざまな活動や事業に積極的にご参加、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

市民みんなで、復興を成し遂げましょう。

大船渡市長 戸田 公明



第1回大船渡市災害復興計画 策定委員会専門部会 開催結果の概要をお知らせします

▷問い合わせ先=災害復興局(☎内線364・365)

5月22日に市役所で開催された「第1回大船渡市災害復興計画策定委員会専門部会」。委員の皆さんからは、大船渡市の今後の姿を導き出すための意見やアイデアなどが出されました。

この専門部会は、復興に向けた専門事項の調査・研究や、復興計画案の作成および調整などを行う組織として位置付けられています。

復興計画の柱となる「市民生活」、「産業経済」、「都市基盤」、「防災まちづくり」の4部会を設置しており、各部会とも、さまざまな分野から意見やアイデアを伺うため、各分野の代表者や公募により委員となった市民の皆さんなどで構成されています。

各専門部会で出された意見などは、復興計画骨子および復興計画の策定にできるだけ反映していくこととしています。

今回は、第1回の専門部会において出された意見などについて、概要をお知らせします。

市では、今後もさまざまな機会をとらえて、市民の皆さんから意見をいただきながら、復興に向けた取り組みを進めていきます。

- ▽開催部会・出席者数
- ①市民生活部会 20人
 - ②産業経済部会 17人
 - ③都市基盤部会 12人
 - ④防災まちづくり部会 15人
- ※各部会ともA・Bの2班で構成
- ▽内容 復興計画骨子案をもとに、ワークショップ形式で次の3点について、意見交換を行いながら検討しました。
- ①復興における課題
 - ②復興の目標として着目すべきキーワード
 - ③復興の方針・施策

市民生活部会

市民生活の復興について目標を検討する上で、着目すべきキーワードとして、次の8項目が挙げられました。

- ～キーワード～
- ①防災に強い大船渡
 - ②孤立しない地域づくり
 - ③再生ビジョン
 - ④安全なコミュニティ
 - ⑤人のつながり
 - ⑥海との共存
 - ⑦知識の伝承
 - ⑧周辺との連携



- ・安心して子どもを育てられる大船渡市にする。
- ③災害廃棄物
 - ・がれきを使って海側に山をつくることなども考えられる。
- ④教育施設の再建
 - ・災害の教訓を未来に生かす。浸水区域を20～30年経っても人々が分かるように明確にしておく。
 - ・公の建物(学校など)は、優先して被害に遭わないような場所へ建設する。
- ⑤歴史・文化資源の活用
 - ・文化、お祭り、歴史なども大切にしてほしい。



各委員から出された意見などを整理しながら各部会が進められました

産業経済部会

産業・経済の復興について目標を検討する上で、着目すべきキーワードとして、次の10項目が挙げられました。

- ～キーワード～
- ①雇用安定
 - ②人口流出抑制
 - ③地元住民の元気・活気
 - ④地域の資源・財産
 - ⑤水産業の復興
 - ⑥商店街の再生
 - ⑦若者が集う商店街
 - ⑧農・漁業のコラボレーション
 - ⑨特色ある産業経済
 - ⑩災害の伝承



- ①経済活動の再建、雇用の確保
 - ・長期的グラウンドデザインと短期的取り組みが必要(空き店舗の活用、トイレ、水道共有の仮施設建設など)。
 - ・雇用対策(会社、産業の早期復旧)が必要。
 - ・失業保険が切れないうちに事業を再開する。
- ②産業基盤の再建
 - ・主要な道路が1本しか通

- ①住宅再建、地域コミュニティ
 - ・住宅を高台に建て、安心できる住まいの確保が必要。
- ②保健、福祉などの各種サービス
 - ・弱者の視点は非常に大切。
 - ・高齢者の住居の確保やケアが重要。



各部会とも、各分野の代表者・市民・市が一緒になって意見交換をしました

- ・ 新たな道路機能には、物流だけでなく防災機能も必要。集落が孤立しないまちづくり。
- ・ 普段生活する空間とは別に、災害時に逃げられる場所があるといい。
- ・ J・Rの復旧を進める。
- ②土地利用
 - ・ どういう漁港にしたいか、被災者が漁業を続けるかなども含め、漁協単位で考える。
 - ・ 手法はいろいろあるが、最終的に住居は高台へ。高台の道路も整備が必要。
- ③情報通信基盤
 - ・ 小さい集落からの意見、要望を吸い上げる必要がある。
 - ・ 都市計画の見直しを検討すべき。



2班に分かれて行われたワークショップ。最後は、それぞれの班で出された内容を互いに確認し合いました

- ・ 建物を作る前に道路のかさ上げを行う。
- ・ 避難を考えた道路整備が必要（両側に歩道がある道路など）。山手、海手の道路をつなげる。
- ・ 観光客が来られるように道路を復旧。
- ③水産業の再建
 - ・ 基幹となる水産業の早期復活（漁業の弾みが必要）
 - ・ 水産加工場は海の近くでもよいが、冷蔵庫など高台に高台にあった方がよい。
 - ・ 魚市場には産直コーナーを設置。若い人の職場づくりが必要。
 - ・ サンマ、ワカメなど地域特産物をPRするとともに、大船渡で採れたものを大船渡で味わえるようにしたい。
 - ・ 水産加工場などは、加工団地などをつくって1カ所に
- ④農林業の再建
 - ・ 地元で地場産品の提供を進めたい。
 - ・ 農業などが停電で大きな被害を受けた。これを機に自然エネルギーを生かしていくことも必要。
- ⑤商業の再建
 - ・ 一時的な仮設商店、仮設店舗があるといい。
 - ・ 商業地スペースの確保、青空市場の開設、そのための補助などが必要。
 - ・ 商店街は、意欲のある人、特に若者をひきつけるような制度があるといい。
 - ・ 二重ローンを避けたい。
- ⑥観光産業の再建
 - ・ 農漁業体験などによる観光振興を進める。
 - ・ 地元の海産物を地元で食べられるようにしたい。
 - ・ 定住できない（被災面積が広い）土地は、公園（芝生、集会所、園芸）として活用し、人が集まれる場所に。観光地としての活用もよい。
- ⑦地場産業の活性化
 - ・ もともと煙突が多いまち。セメント産業を発展させる。水産物と農産物を組み合わせ、独自産業化を図る。

防災まちづくり部会

防災まちづくりについて目標を検討する上で、着目すべきキーワードとして、次の11項目が挙げられました。

- ～キーワード～
- ①的確な災害情報
 - ②世界に誇れる津波防災先進地域
 - ③災害伝承
 - ④防災教育の充実
 - ⑤自助・共助
 - ⑥避難訓練
 - ⑦ソフト対策の充実
 - ⑧最小限のハード対策
 - ⑨防災拠点の整備
 - ⑩ライフラインのバックアップ
 - ⑪リスク評価



- ・ キーワードを踏まえて、方針・施策について意見交換した結果、主に次の5項目に分類される意見が出されました。
- ①防災体制
 - ・ 防災センターなどの拠点を
 - ・ つくる。
 - ・ 主要機能を高台にして、防

- ②防災教育など
 - ・ 災害性を高めることも必要。
 - ・ 体験を伝えることが大切。
 - ・ 災害時に役立つ避難訓練や、臨機応変に対応するため、普段からの防災訓練が大切。
 - ・ 避難訓練は内容を見直し、徹底的に行う。住民が主導



各委員が自分の意見やアイデアを発表

都市基盤部会

都市基盤の復興について目標を検討する上で、着目すべきキーワードとして、次の5項目が挙げられました。

- ～キーワード～
- ①自給自足できるまち
 - ②子どもに残せるまち
 - ③災害に強い誇れるまちづくり
 - ④復興の世界的モデル
 - ⑤三陸で一番



- ・ キーワードを踏まえて、方針・施策について意見交換した結果、主に次の3項目に分類される意見が出されました。
- ①都市基盤の復旧と防災機能向上
 - ・ 主要な道路を中心に、くし型に救援物資を送れた。電

- ・ 力や水道などでもくし型の形状にできないか。
- ・ 海岸・港湾部分の最低限の復旧は、早急にすべき。
- ・ 水産と静かな港で生計を立てるため、湾口防波堤（第一の防波堤）を復旧する。
- ・ 市街地形成と道路の計画を

■保険診療を受ける際に被保険者証などの提示が必要になります

7月1日より、被災により被保険者証などを紛失した人や、家庭に残したまま避難している人が医療機関で保険診療を受ける際の取り扱いが異なります。

▽6月30日まで

医療機関で受診する際に、氏名、生年月日、住所などを申し出ることによって保険診療を受けることができます。

▽7月1日から

医療機関で保険診療を受ける際は、被保険者証などの提示が必要になります。

※被保険者証などを紛失した人は、国保年金課で再交付の申請をしてください。

■一部負担金などの免除証明書の申請・発行

8月1日より、大船渡市の国保に加入している人、または大船渡市に住所を有する後期高齢者医療に加入している

人で、被災された人は、免除証明書を提示した人のみ、医療機関など（薬局なども含む）で一部負担金などの支払いが免除されます。

対象となる人は、必要書類を持参の上、免除証明書の申請をしてください。

なお、住宅が全半壊または全半焼し、6月1日時点で大船渡市が発行したり災証明書をお持ちの人は、申請の必要はありません（一部負担金の免除証明書を国保は6月下旬から7月上旬にかけて、後期高齢者医療は7月中旬に送付します）。

▽対象・申請に必要な書類

下表のとおり

※いずれも被保険者証と認め印が必要です。

※主たる生計維持者とは、世帯で一番所得の高い人です。

▽免除期間 平成24年2月29日まで（入院時食事代は平成23年8月31日まで）

▽申請の受け付け 7月1日（金）

▽受付場所 市役所国保年金

課

■一部負担金などの払い戻し

7月末までは、大船渡市の国保に加入している人、または大船渡市に住所を有する後期高齢者医療に加入している人で、免除の対象となる人は、口頭での申し立てにより一部負担金などの支払いを猶予する取り扱いとなっています。この間に一部負担金などを支払っていた場合は、申請することにより払い戻しを受けることができます。

▽申請の受け付け 7月1日（金）

▽受付場所 市役所国保年金

課

▽申請に必要な書類

①被保険者証

②免除証明書（一部負担金の払い戻しの際に免除証明書も併せて申請できます）

③医療機関などが発行した領収証など、支払った一部負担金などの金額が確認できる書類

④国保に加入している人は世

一部負担金などの免除対象・申請に必要な書類

対象	申請に必要な書類
住宅が全半壊または全半焼した人で、6月1日以降に災証明書の交付を申請した、または未申請の場合	り災証明書（原本または写し）
他市町村で住宅が全半壊または全半焼した場合	他市町村が発行したり災証明書（原本または写し）
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書または死体検案書の写し
主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合	1カ月以上の治療を要すると認められる旨が記載された医師の診断書などの写し
主たる生計維持者が行方不明の場合	行方不明である旨の申出書
主たる生計維持者が業務を廃止・休止した場合	公的に交付される書類で、業務が廃止・休止したことが分かるものの写し（税務署に提出する廃業届など）
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	雇用保険の受給資格者証の写し、事業主の証明書など（雇用保険の受給中は免除の対象になりませんが、待期満了日までは免除になります）
原子力発電所の事故に伴い、国の避難指示や屋内退避指示、計画的避難区域や緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている、または対象となっていた場合	避難指示などの対象地域に住所を有している、または有していたことが確認できるもの

帯主の通帳、後期高齢者医療に加入している人は本人の通帳

⑤認め印

■郵送による申請手続きもできます

遠隔地に一時避難している人などで、免除要件に該当している人は、郵送での申請手続きができます。

申請書に必要な事項を記入し、必要書類を同封の上、国保年金課まで郵送してください。

▽関係書類の入手方法

・大船渡市のホームページなどから様式をダウンロード

▽郵便で申請書などを請求

「一部負担金免除証明書等申請書請求」または「一部負担金等の払い戻しのための申請書請求」と記入し、①送付先の住所②送付先の氏名③電話番号を明記の上、請求してください。

▽郵便での請求先

〒022-8501（住所記載不要）大船渡市役所国保年金課

▽郵送での申請に必要な書類

○免除証明書の申請の場合 窓口での申請と同じです。

水道・下水道使用料についてのお知らせ

■水道使用料(簡易水道を含む)の納期限

4月分(3月使用分)の水道使用料は免除とします。また、3月分(2月使用分)、5月分(4月使用分)については、それぞれ納期限を延長します(6月分からは通常どおり)。

納期限は、送付される納付書で確認してください。

■水道メーター使用料の減免

震災により中止届を提出した人、居住している家屋などの倒壊・焼失などにより水道が使用できなくなった人は、使用再開の申し出があるまで、最長2年間、水道メーター使用料を減免します。

■継続した断水などに伴う水道使用料の減免

配水管の破損やがれきの状況などにより通水できないため、継続して断水となっている人は、水道の使用再開時までの水道使用料を減免します(居住可能な家屋などを含む)。

■下水道使用料(漁業集落排水を含む)の納期限

水道使用料と同じ取り扱いとなります。

■公共下水道受益者負担金・分担金、漁業集落排水加入者負担金の徴収の猶予

震災により甚大な被害を受け、経済的に納付が困難な受益者は、猶予(最長3年間)を受けることができる場合があります。

※詳しい内容などはお問い合わせください。

▷問い合わせ先

- ・上水道＝水道事業所工務給水係(☎内線171)
- ・簡易水道＝簡易水道事業所(☎内線202)
- ・公共下水道・漁業集落排水 下水道事業所業務係(☎内線201)

客船飛鳥Ⅱが入港します

飛鳥Ⅱが大船渡港野々田ふ頭に入港します。入港時には、大船渡の復興支援行事が開催される予定です。

▷日時＝7月27日(水)午前10時30分入港
7月28日(木)午前8時出港

■「がんばろう大船渡！ミニ乗船体験会」の参加者を募集します

支援行事の一環として、船内見学とショー鑑賞が予定されています。参加料は無料です。

▷日時＝7月27日(水)午後1時～3時(予定)
▷定員＝400人(応募者多数の場合は抽選)
▷応募資格＝大船渡市のほか気仙管内に住所を有する小学生以上の人(中学生以下保護者同伴)
▷応募方法＝往復はがきでご応募ください。

※返信はがきの表面には郵便番号・住所・代表者氏名を、往信はがきの裏面には「飛鳥Ⅱ乗船会希望」と記入の上、①郵便番号、住所②代表者氏名③電話番号④乗船会希望者(はがき1枚で4人まで応募可)の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号を明記してください。

▷応募締切日＝7月1日(金)必着
▷応募先/問い合わせ先
〒022-8501(住所記載不要)
港湾経済課運輸振興係(☎内線108)

税務課からお知らせします

市では、平成23年3月11日以降の市税の申告受付、納付期限などを延長しています。なお、市税の納付期限などは、現在検討中ですので、決まり次第お知らせします。

■軽自動車税の各種手続きについて

平成23年度軽自動車税の納付期限は、平成23年8月1日となります。納税通知書は、7月上旬に送付する予定です。※平成22年度軽自動車税納税証明書の有効期限は平成23年5月30日から、7月31日まで延長されており、その期日までの車検などに使用できます。

■被災車両の課税除外の申し立てについて

平成23年度軽自動車税を課税した車両のうち、震災で使用できなくなった軽自動車など(被災車両)について、「軽自動車税の課税除外に関する申立書」の提出があれば、軽自動車税は課税しません。▽申し立てに必要なもの
・申立者の印鑑
・被災車両情報(ナンバーや

車台番号など)

※原動機付自転車、小型特殊自動車以外の車両は、岩手県自家用自動車協会などでの廃車手続きも必要です。■被災による代替車両の非課税申請について
被災車両の代わりとして、軽自動車などの代替車両を取得した場合、「軽自動車税非課税申請書」の提出があれば、平成25年度まで、代替車両の軽自動車税は非課税となります。▽非課税措置が認められる代替車両の取得形態
・被災車両が普通自動車、小型自動車・軽自動車(3輪以上)の場合
・代替車両が普通自動車・小型自動車(3輪以上)の場合
・普通自動車、小型自動車・軽自動車(3輪以上)

被災車両が小型自動車・軽自動車(2輪)、原動機付自転車の場合
・代替車両が小型自動車・軽自動車(2輪)、原動機付自転車
被災車両が小型特殊自動車の場合
・代替車両が小型特殊自動車

▽申請に必要なもの
・所有者の印鑑

被災車両と確認できる書類(被災車両の状況申出書の写し、「被災車両」と記載のある登録事項等証明書、課税除外申立書の写しなど)
・代替車両として確認できる書類(自動車検査証など)

※被災車両と代替車両の所有者が同じ場合に限り、対象となります。ただし、所有権留保車両については、自動車検査証の使用を所有者とみなします。

※所有者以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。※所有者が死亡または行方不明の場合で、代替車両の所有者が相続人となるときは、戸籍謄本の添付が必要です。※自動車税と自動車取得税は、大船渡地域振興センター県税室(☎☎9912)にお問い合わせください。

※自動車重量税にも被災車両と代替車両について、免除などの特例ができました。詳しくは大船渡税務署(☎☎3481)にお問い合わせください。
▽問い合わせ先
税務課諸税係
(☎内線170)

衛生害虫の発生源の除去にご協力ください

気温の上昇とともに、蚊やハエなどの衛生害虫の発生が心配されます。市では、津波浸水地域のうち衛生害虫が発生する可能性の高い場所を中心に、殺虫・防虫、消毒の作業を行っています。

浸水地域以外においても衛生害虫の発生源として、ブルーシートのたまり水、流れが滞った水路などが考えられます。衛生害虫の発生を抑制するため、各家庭周辺の水路の泥上げやたまり水の解消、腐敗物の除去などを行い、生活環境を守りましょう。

なお、殺虫剤を使用する場合は、適切な用法・用量を守ってください。

▽問い合わせ先
市民生活環境課環境衛生係
(☎内線124・125)

外出時は粉じん対策を心掛けてください

外出時には、次のことを心掛けてください。
①粉じんが多い場所には、できるだけ近づかないようにしましょう
がれきから発生する粉じんに含まれる細菌類によって、感染症が広がる心配があるとともに、アスベスト(石綿)などの有害物が含まれている可能性があります。健康への影響が

消毒薬を無償提供します

被災地域における感染症の発生を防ぐため、浸水被害家屋や敷地、家財などを消毒するための薬品類(消石灰と消毒薬3種類)と作業用具(噴霧器)を地区ごとに配備しました。消毒作業が必要な個人や地域、事業所に薬品などを無償提供し、用具も無償で貸し出

していますので、ご活用ください。

- ▽配備先
・盛地区Ⅱカメリアホール
・大船渡地区Ⅱ大船渡地区公民館、大船渡北小学校体育館
・末崎地区Ⅱふるさとセンター
・赤崎地区Ⅱ各地域公民館の拠点
・蛸ノ浦地区Ⅱ蛸ノ浦漁村厚生施設
・三陸町綾里地区Ⅱ綾姫ホール
・三陸町越喜来地区Ⅱ東区会館、各避難所
・三陸町吉浜地区Ⅱ吉浜地区拠点センター

弁護士による無料法律相談のお知らせ

▽開催日時
・毎週火曜日Ⅱ午後1時～5時
・毎週木曜日Ⅱ午前10時～午後3時
▽会場Ⅱ市役所相談室
市民生活環境課市民生活係
(☎内線128)

心配ごと相談所を開設しています

大船渡市社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題(生計、職業、結婚、人権など)についてお悩みを抱えている人を対象とした「心配ごと相談所」を開設しています。電話での相談(☎☎5973)にも応じます。
▽開催日Ⅱ毎週月曜日
▽時間Ⅱ午前10時～午後3時
▽会場Ⅱ総合福祉センター
▽問い合わせ先
大船渡市社会福祉協議会
(☎☎0001)

業務再開のお知らせ

■市役所三陸支所■

市役所三陸支所では、6月13日より三陸保健福祉センター2階を仮設事務所として、支所業務の一部を再開しています。

なお、市役所本庁との占有線(光回線)が復旧していないため、印鑑登録・印鑑登録証、印鑑証明書および住基カードの発行については取り扱いできません(市役所本庁窓口または吉浜地域振興出張所で対応します)。

▷問い合わせ先

三陸支所総務課
(☎☎2112・☎☎2113/☎☎3277)

■市立図書館■

市立図書館では、6月4日より業務を再開しています。

▷開館時間=午前9時～午後5時

※火曜日は休館日

○被災により、借りている図書などが損傷・流失した場合は、お申し出ください。

○三陸保健福祉センターに返却ポストを設置しましたので、図書の返却にご利用ください(三陸公民館から借りた本も対象)。

※市立図書館への直通の電話は不通となっていますので、お問い合わせは市役所へお願いします(内線により電話をつなぎます)。

土地取引情報の提供にご協力をお願いします

市では、このたびの地震・津波により甚大な被害が発生したことから、現在、復興計画の策定に取り組んでいます。

今後、計画策定を円滑に進めていくためには、土地の価格高騰を見込んだ買い占めなど、不当な土地取引を防止し、適正な地価水準を保つことが必要です。

土地取引について、不当な土地取引情報をお持ちの人はご連絡ください。

▷問い合わせ先

活力推進課(☎内線216)

応急仮設住宅への入居申し込みを6月24日(金)で締め切ります

大船渡市の応急仮設住宅の入居申し込みは、4月18日で一度締め切り、その後も随時受け付けていました。

このたび、総建設戸数の確保にある程度のめどが立ったことから、6月24日(金)をもって、申し込みを締め切ります。応急仮設住宅についての相談は、締切日以降も随時受け付けますが、希望に添えない場合がありますので、申し込み漏れのないようお願いします。

また、厚生労働省からの改定通知により、自宅を修理する場合でも、修理に長期間を要する場合は、応急仮設住宅への入居申し込みができることとなりましたのでお知らせします(応急修理の制度を利用する人は、対象外)。

▷申込先/問い合わせ先

都市計画課建築住宅係(☎内線328)

お祝い お悔やみ (敬称略)

5月21日～6月5日届け出

○お誕生おめでとう ()は保護者

(大船渡町)
村上孔明 (修一) 明神前
(赤崎町)
荒川颯汰 (晋吾) 諏訪前
(猪川町)
菊地希 (高志) 轆轤石
(立根町)
齋藤あかり (卓) 中野
(三陸町綾里)
木下太陽 (智彦) 田浜下
(三陸町越喜来)
前田煌稀 (一也) 前田

○ご結婚おめでとう

(赤崎町)
山口 渡♥西野己都 (大洞)

○お悔やみ申し上げます

(大船渡町)
浅野芳満 (73) 笹崎
山崎文雄 (53) 富沢
平山幸治 (92) 赤沢
志田泰久 (71) 地ノ森
大平幸広 (50) 下平
大泉シギ (90) 山馬越
及川榮子 (77) 野々田
新沼幸藏 (71) 笹崎
(赤崎町)
野上ミエ (76) 後ノ入
(猪川町)
千葉昌介 (89) 富岡
(立根町)
佐藤一 (83) 宮田
(日頃市町)
大和田マサノ (95) 関谷
(三陸町綾里)
坂本政吉 (74) 港
熊野アサノ (80) 野々前
(三陸町越喜来)
遠藤巖 (80) 仲崎浜
平田信子 (86) 甫嶺

7月の休日当番医

科	日	医療機関名	電話番号	受付時間
医科	3日	大津小児科医院 (盛町)	㉞2673	午前9時～午後5時
	10日	佐々木内科医院 (盛町)	㉞2181	
	17日	地ノ森クリニック (大船渡町)	㉞1721	
	18日	星こどもクリニック (猪川町)	080-1668-0685	
	24日	山浦医院 (盛町)	㉞3121	
	31日	鳥羽整形外科医院 (盛町)	㉞1280	
歯科	3日	広沢歯科医院 (盛町)	㉞4310	午前9時～正午
	10日	ほりのうち歯科医院 (立根町)	㉞5666	
	17日	横澤歯科医院 (住田町)	㉞3050	
	18日	菅野歯科医院 (住田町)	㉞2345	
	24日	菊池歯科クリニック (大船渡町)	㉞2108	
	31日	渡辺歯科クリニック (猪川町)	㉞5100	

※休日当番医は変更になる場合があります。

7月の市民相談

相談名	日時	相談委員	会場
登記相談	7月6日(水) 午後1時～3時	佐々木敏巳さん(司法書士) 近江茂夫さん(土地家屋調査士)	市役所 市民相談室
税務相談	7月8日(金) 午後1時～3時	千葉 峰さん(税理士)	
法律相談	7月11日(月) 午前10時～午後3時	山口研介さん(弁護士)	
社会保険相談	7月12日(火) 午後1時～3時	杉村康昭さん(社会保険労務士)	
行政相談	7月15日(金) 午後1時～3時	刈谷利雄さん(行政相談委員)	

※市民相談を希望する人は事前にお申し込みください。

▷申込先/問い合わせ先=市民生活環境課市民生活係(☎内線128)

■消費者救済融資相談会(事前にお申し込みが必要です)

▷日時・会場=7月13日(水)午後1時～5時/市役所市民相談室

▷申込先/問い合わせ先

消費者信用生活協同組合釜石相談センター(☎0193㉞2227)

子ども手当の現況届

平成23年度6月の現況届の提出は不要です。
※10月に届け出・申請などが必要となる場合があります。

▷問い合わせ先

保健福祉課児童家庭係(☎内線184)

東日本大震災に関する写真・ビデオを収集しています

市では、国の防災研究機関である「独立行政法人防災科学技術研究所」と協力し、東日本大震災の津波などの被害映像(写真、ビデオなど)を収集しています。

収集した映像は、災害の教訓を後世に伝承し、被災地内外の津波防災対策の検討や研究、教育、復興支援のために活用します。

市民の皆さんがお持ちの災害に関する映像の提供について、ご協力をお願いします。

■提供いただく写真・ビデオなどは、加工しないデジタルデータをお願いします。

■提供の際は、使用許諾同意書を提出していただきます。同意書は受付場所にあります。

▷受付場所

市役所秘書広聴課広聴広報係(☎内線283)

▷受付時間

月～金曜日午前9時～午後5時(祝日を除く)

■郵送での提供も受け付けます

郵送の場合は、独立行政法人防災科学技術研究所に直接郵送してください。

詳しくはお問い合わせください。

▷問い合わせ先

〒305-0006 茨城県つくば市天王台3-1

独立行政法人防災科学技術研究所

(☎029-863-7546)

健やかな赤ちゃんのために

母子健康手帳をお持ちの上、受付時間内にお越しください。



■離乳食教室

▷期日=7月6日(水)

▷受付時間=午後1時～1時30分

▷会場=大船渡保健所

▷対象=平成23年2月・3月生まれのお子さん

■7カ月児健康相談

▷期日=7月4日(月)

▷受付時間=午前9時30分～10時

▷会場=大船渡保健所

▷対象=平成22年10月・11月生まれのお子さん

■1歳6カ月児健康診査

▷期日=7月13日(水)

▷受付時間=午後1時～1時30分

▷会場=大船渡保健所

▷対象

・平成21年10月16日～10月31日生まれのお子さん

・平成21年11月生まれのお子さん

■3歳児健康診査

▷期日=7月20日(水)

▷受付時間=午後0時45分～1時15分

▷会場=大船渡保健所

▷対象

・平成19年9月生まれのお子さん

・平成19年10月1日～10月15日生まれのお子さん

※4カ月児・10カ月児健康診査、2歳6カ月児歯科健康診査は、医療機関で実施しています。忘れずに受診しましょう。

※県立大船渡病院(☎㉞1111)・星こどもクリニック(☎080-1668-0685)で乳児健診を受診する際は、予約が必要です。

▷問い合わせ先=保健介護センター(☎㉞1581)

絆きずな

支援の輪

《 1 》

神奈川県

相模原市さがみはら



大船渡市の復興のために、支援をいただいている自治体を紹介します。
第1回は、3月14日から、市職員のパ遣や支援物資の提供など、多くの支援をいただいている、神奈川県相模原市です。

相模原市は、神奈川県

北部に位置し、東京都と山梨県に接しています。

面積は約329km²で、県内では2番目、大船渡市と同じくらいの大きさです。

人口は約72万人で、横浜、川崎市に次ぎ、県内3

番目です。

昭和29年に市制を施行し、昨年4月1日、戦後に市制を施行した都市では、初めて政令指定都市へ移行しました。

最近では、リニア中央新幹線中間駅の有力な候補地となり、まち全体が盛り上がりを見せています。

相模原市と大船渡市は、ともに宇宙航空研究開発機構（JAXA）の研究施設がある市町が提携した「銀河連邦」の構成

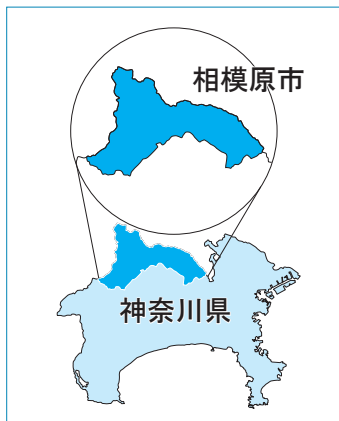
市は、ともに宇宙航空研究開発機構（JAXA）の研究施設がある市町が提携した「銀河連邦」の構成

団体です。

児童の交流事業や相模原市内の物産展でのサンマやホタテの販売など、20年以上にわたり友好を深めています。昨年は、国際宇宙ステーションに滞在した野口宇宙飛行士と小学生がリアルタイムで交信するイベントがありました。

これまで、衣食住にかかわる物資や車両、コンテナハウスなどの提供をはじめ、市役所、病院、消防、企業、市民団体など、多くの市民の皆さんから支援をいただいています。

これまで、衣食住にかかわる物資や車両、コンテナハウスなどの提供をはじめ、市役所、病院、消防、企業、市民団体など、多くの市民の皆さんから支援をいただいています。



大船渡市へのメッセージ

財団法人相模原市体育協会

会長 森田之雄もりた ゆきおさん

大船渡市とは縁も深く、故永田(佐々木)七恵さんには当協会の理事として本市のスポーツの普及・振興に御尽力いただきました。

一日も早くスポーツを心から楽しめる日がくるよう、共にチームワークを発揮していきましょう。

大船渡市への義援金を加山相模原市長(右)へ託す森田会長(左)



一般社団法人相模原市商店連合会

理事長 浦上裕史うらかみ ひろしさん

"がんばれサンリクオオフナト"を合言葉に銀河連邦共和国の一員として、相模原市の活力を結集してお力添えをさせていただいております。

サンマやホタテなどの地元の海の幸との一日も早い再会を心から願っています。

戸田市長を訪問し、義援金を手渡す浦上理事長と役員の方々

